

[事案 2024-143] 担当支店変更請求

・令和6年7月24日 和解成立

<事案の概要>

3件の既契約について、担当支店の変更を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、申立人の請求内容は、保険会社の経営判断に属する事項であることから、申立てを不受理とした。